

寄附金控除のご案内（個人様用）

平成24年4月1日からの公益財団法人への移行により、本協会は税法上の特定公益増進法人となりました。これに伴い個人の皆様からのご寄附について、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が受けられるようになりました。

【所得税の寄附金控除】

[年間寄附金額（総年間所得金額等の40%が限度）－2,000円]が所得から控除され控除後の所得に課税されることとなります。

$$\left[\text{所得金額} - (\text{寄附額} - 2,000 \text{円}) \right] \times \text{所得税率} = \text{税額}$$

例) 5万円のご寄附を頂いた場合

50,000円－2,000円＝48,000円が所得から控除されます。

所得税率20%であれば、48,000円×20%＝9,600円の税金が減額されます。

手続きとしましては、当協会発行の領収書を添えて、確定申告をして頂くことが必要です。

なお、勤務先などで実施される年末調整では寄附金控除を受けることはできませんのでご注意ください。(所得税法施行令第217条第1項第3号)